

緊急通報システム貸与申請書の 様式を変更します



緊急通報装置

緊急通報システム貸与申請書を令和6年4月1日付で別紙のとおり変更します。

緊急ボタンが押された時、業者が本人や緊急連絡先との連絡がすぐにとれず、状況確認に時間がかかっていますので、電話番号欄を増やしました。

現在使用していただいている様式は破棄していただき、新様式への切り替えをお願いいたします。

なお、制度の内容についての変更はありません。申請にあたっては、隣人などの協力員やすぐにかけて状況を確認できる方がいることがのぞましいです。

様式のデータはインターネットに掲載してありますのでご利用ください。



安城市 介護・高齢者福祉

<http://anjo.kaigoweb.jp/article/2018040900011/>

在宅支援サービス>緊急通報装置の貸与

委託事業者は、令和4年10月1日から

「大阪ガスセキュリティサービス」に変更しています。

(問い合わせ 高齢福祉課 高齢福祉係 直通 71-2223)

緊急通報システム貸与申請書

申請日 年 月 日

安 城 市 長

緊急通報システムの貸与について、裏面の事項を承諾の上、申請します。

申 請 者	住 所	安城市		性別	男・女・回答しない	
	氏 名	フリガナ 氏 名 (※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。		電話 番号	固定	(0566)
申 請 者 の 状 況	1 75歳以上でひとり暮らし高齢者台帳に登録されている者 2 65歳以上で要介護1以上の認定を受け、ひとり暮らし高齢者台帳に登録されている者 要介護: _____ 3 ひとり暮らしをしており、発作を伴う疾病のある65歳以上の者 4 ひとり暮らしをしており、心身に障害のある者 5 65歳以上の者のみで構成される世帯で、世帯員のいずれかが要介護1以上の認定を受けている者 本人要介護: _____ 世帯員要介護: _____ 6 シルバーハウジングに入居している者 7 その他 (_____)					
	第1 連絡先	住 所				続 柄
緊 急 連 絡 先	フリガナ 氏 名			電 話 番 号	固定	
					携帯	
					勤務先	
緊 急 連 絡 先	住 所				続 柄	
	フリガナ 氏 名			電 話 番 号	固定	
					携帯	
協 力 員	住 所	安城市			関 係	
	フリガナ 氏 名	_____ (※)		電 話 番 号	固定	
		(※) 協力員が手書きしない場合は、記名押印してください。			携帯	
そ の 他 情 報	フリガナ 世帯員氏名		_____ 続柄(_____)		携帯番号	
	住居管理者				電話番号	
	医 療 情 報	通院先				電話番号
		主な病気				
提出者の氏名・名称						

承諾事項

- 1 市長が緊急通報システムの運用に必要な範囲で、申請者及び同居の家族に係る介護認定その他身体、疾病等の情報を調査する可能性があること。
- 2 緊急通報システムの運用によって記録された情報について、必要な範囲で、消防機関又は市長の委託を受けた業者が利用する可能性があること。
- 3 緊急通報があった場合は、緊急通報受信センターから緊急連絡先に連絡がされること。
- 4 緊急連絡先等（緊急連絡先及び緊急連絡先から必要な協力の要請を受けた者をいう。以下同じ。）が必要な範囲において敷地又は住居に立ち入る場合があること。
- 5 緊急連絡先等がその必要な処置を取るため、やむを得ず家屋等に損害を与える場合があること。また、その場合に市長及び緊急連絡先等は、責めを負わないこと。
- 6 緊急通報システムの使用により発生した事故等が、申請者の故意又は過失による場合は、市長及び緊急連絡先等は、責めを負わないこと。
- 7 緊急通報システムの装置設置時の動作確認作業、定期通報又は緊急通報ボタンを押した際に発生する電話料金については、申請者の負担であること。
- 8 電話回線又は緊急通報システムの不具合等により適切に緊急通報ができない場合があり得るが、この場合に市長及び緊急連絡先等は責任を負わないこと。特に、NTTアナログ回線以外の回線を利用して緊急通報システムを使用する場合は、停電又は回線の不具合等により、通報ができなくなる危険性が高まること。

注意事項

協力員とは、緊急通報受信センターからの連絡により、利用者の緊急時に居宅を訪問して、状況を確認し、利用者の異状を認めたとときに救助等適切な措置を行う人です。原則、近隣住民とし、第1、2連絡先がない場合は必ず記入してください。また、記入に当たっては、必ず協力員本人の承諾を得てください。